

周南市に婚姻届を出される場合

1. 持参していただくもの

- ①婚姻届書（1通）
 - ②印鑑・・・・・・・・・・・・・・・・夫、妻それぞれのもの（スタンプ印以外）
 - ③戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・・夫の本籍地が周南市以外の場合は夫の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、妻の本籍地が周南市以外の場合は妻の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）がそれぞれ必要です。
 - ④国民健康保険証（加入者のみ）
 - ⑤マイナンバーカード
- } 氏の変更がある方、住所を変更される方はお持ちください。

※マイナンバーをお知らせする為に郵送された通知カードは令和2年5月25日をもって廃止となりました。

※氏が変わった方の印鑑登録は廃止されます。（氏で登録されていた方のみ）
新しい氏での印鑑登録をご希望の方は新規に登録する必要があります。

2. 住所の変更をされる方は、異動の届（転入届・転居届等）をしてください。

※他の市区町村から転入される方は、当該市町村が発行する転出証明書が必要です。

3. 未成年の方の婚姻には、父母の同意が必要です。

同意書を添付（同意書の用紙がありますのでお申し付けください）、または届書の「その他」欄に、同意の旨・住所・署名押印・生年月日の記入をしてください。

「夫（妻）は未成年につき、この婚姻に同意します。

住所..... 父 ○○ ○○ 印 生年月日

住所..... 母 ○○ ○○ 印 生年月日

※証人欄をもって父母の同意にかえることもできます。

4. 本人確認を行います。

窓口にお越しになった人（本人及び代理人）の本人確認を行いますので、届出の際には運転免許証・旅券・健康保険証等をお持ちください。なお、身分証明書をお持ちでない場合でも届出はできます。届出人の本人確認ができなかった場合、届出を受理したことを郵送にて通知いたします。

5. 一方が外国人または外国人同士の場合

手続きが異なりますので、事前に窓口でご相談ください。

6. 土・日・祝日及び閉庁時に届出される場合

本庁及び熊毛、鹿野総合支所で守衛が届書をお預かりします。

婚姻届書のみのお受付となりますので、住所の異動等は平日の開庁時にお願いたします。

不備があった場合は、後日窓口にて訂正していただく場合がありますので、連絡先の電話番号（昼間連絡の取れる番号）を必ず記入してください。

※新南陽総合支所で閉庁時の受付は、行っておりませんのでご注意ください。

7. 周南市が本籍地（新本籍を含む）の方

届出を正式に受理してから、証明書の内容の変更に1週間程度かかります。

コンビニで証明書を請求される場合はご注意ください。

問い合わせ先 周南市 市民課 戸籍担当 (0834) 22-8295
--